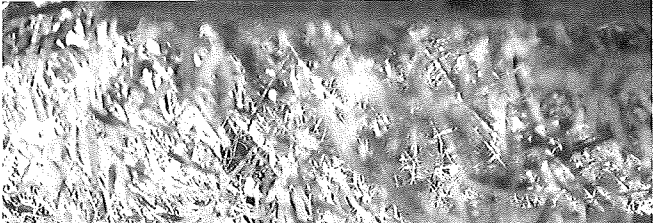


懸念



島・被災地の記事原則、毎月第2日掲載します。

福島県大熊町の一部で四月十日、避難指示が解除され、今日七日には町役場の新庁舎が業務を始めた。ただ、生活基盤が整っているとは言い難い。さらに、国道6号の東側には、県内の除染で発生した、膨大な量の汚染土を保管する中間貯蔵施設がある。

汚染土は、県内各地の仮置き場から大型トラックで運ばれる。三月、そのトラックの事故が相次いだ。浪江町の国道114号で四日、ガードレールに衝突し、道路左側の斜面

に転落。二十七日には大熊町の国道288号で、工事による車線規制で止まっていた軽トラックに衝突した。いずれもけがはなく、周辺の汚染も確認されなかった。

四月十五日には国道6号で、中間貯蔵施設の資材を運んでいた大型トラックが信号待ちの車に追突、乗用車の男性(51)が死亡した。中間貯蔵施設への輸送量の増加で、事故の多発が懸念される。

(写真・飛田晋秀、文・長久保宏美)

日々論々

いまから三十年以上前になるが、「レタ訴訟」として知られている法廷のメモの是非が争われた事件がある。当時、傍聴席では記者クラブに属する記者以外は、録音どころかメモを取ることも禁止されていた。これに対して米国弁護士が訴訟を提起し、裁判では負けたものの最高裁は、判決以降、片内ルールを容認するようになった。裁判史上に残る画期的な事件である。しかし裁判所は、この裁判資料を廃棄していたらなみに、表現の自由訴訟として名高い、外務省秘密電文事

件やチャタレイ事件、博多駅事件の裁判記録も廃棄されて存在しない。

司法公開の重要な一歩の記録一切を捨てるのは、ブロッカーメモにもならないが、ほかにも重要な憲法訴訟で国が負けた事案についても残っていないことが明らかになっている。臭いものに蓋をしよこの意図的ではないと信じたが、まさに歴史的事実の消去であり、隠蔽と言われている。行政文書の場合も致し方ない。行政文書の場合も問題が指摘されてはいるものの曲がりなりにも規定が存在するほか、廃棄の場合は内閣府のチェックが入る。こ

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん



裁判記録の公開

保存のルール作り 早急に

れに対し司法関連記録は、保管も廃棄も明確なルールが法制化されていない。廃棄の際のチェックも現場判断に委ねられているからだ。

制度として民事事件の場合、最高裁の内部ルールである事件記録等保存規程(一九五四年)が定められており、判決文と特別保存記録は歴史公文書として、国立公文書館に移管され永久保存されることになっている。しかしその

述調書、証拠、冒頭陳述、論告、弁論などからなる裁判記録は、確定後三年を過ぎると原則閲覧は禁止され、三〜五十年で廃棄される(判決文は最長百年保管)。そもそも、国の一般の公文書は公文書管理法に基づいて管理されるが、刑事裁判記録は適用除外だ。

保管記録満了後は、刑事参考記録として検察が保管、特別処分と称して検察が内部資

他の裁判資料は五年の裁判所保存後、ほとんど自動的に廃棄処分される実態があるともいわれている(根拠法令はない)。一方で刑事事件に関しては、訴訟係争中は裁判所、確定後は第一審対応検察庁で保管されるが、判決のほか供

ことも明らかになっている。さらに刑事記録については、保管場所が裁判所ではなく検察庁であることもあって、より保秘の壁が厚いと考えられており、検討は始まってはいるものの、現時点で保存・公開の道筋も十分に見えていないのが実態だ。しかし、その間にも重要な歴史的記録が廃棄され続けている状況は、何としてでも止める必要があるだろう。民間でも、こうし

料として保管、廃棄の二つの選択肢があるが、内部ルールとしての記録事務規程はあるものの、その選定手続き・基準や運用実態は不透明であるうえ、先に挙げた民事の特別保存と同様、刑事参考記録の制度が実際には機能していない

裁判記録公開を巡る 最近のトピック

- 1992.2.7 最高裁規程8号の保存規程(64年12月12日付)に「事件記録等保存規程の運用について」で、特別保存すべき記録や事件書類の指針を規定
- 99 戦争犯罪裁判関係資料が法務省から国立公文書館に移管
- 後、被告人名も含め開示
- 2009.8.5 内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための措置について」
- 14.8.25 内閣総理大臣・法務大臣申合せ「歴史公文書等の適切な保存のための必要な措置について」と、同時実施についての法務大臣・法務局刑事局長申合せ。さらに「法務省から移管された特定

歴史公文書等の利用の制限について」で、国立公文書館における刑事記録等の閲覧について確認

17.2.17 最高裁事務総局が「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について(事務連絡)」で、日刊紙4紙で報道された事件を判例速報に掲載すると規定

18.4.17 上川法務大臣(福田内閣時代の初代公文書管理担当相)が「刑事裁判記録の保管の在り方を検討するプロジェクトチーム」を設置

18.8.3 上川法務大臣は、オウム真理教をめぐる一連の事件の裁判記録の永久保存を指示したことを明らかに

18.9.28 刑事参考記録の一部を試行的に公文書館に移管する方針を発表

刑事参考記録のリスト化も発表

日祝日にJR只見線の利便性を向上させるため、会津若松駅〜会津川口駅間でバス=写真=を運行する。1日2往復。第1便は会津若松駅〜会津宮下駅間。第2便は会津若松駅〜会津川口駅間。折り返し駅で只見線の列車に乗り換えられるダイヤを設定する。1、2便とも「道の駅みしま宿」で、景色が美しい只見川第一橋梁を通過する列車を眺められる時間を設ける。ダイヤ・料金は「奥会津ふり旅」で検索か、会津乗合自動車=電0242(22)5560=へ。

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

双葉町の帰還困難区域内にある民家のホストに入っていた巡回カド。全国から応援で来た警察官が警戒活動を行っている。2018年11月24日撮影

ウルトラパトロールカード
全国から来ている警察官がパトロールをしています。
平成29年11月24日撮影(左側が撮影者、右側がパトロール官)。
【監視監視員】
特別捜査官は、全国からの特別出動警察官(ウルトラパトロール)で構成されています。ウルトラパトロールのシールが貼ってあるパトロールカードを所持しているため、見つけた際は、写真を撮ってください。

日までの土

記事 本製法で造られた